

一般社団法人未病予防推進協会 認定講座受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、

一般社団法人未病予防推進協会（以下、「弊協会」という）の許諾に基づき、本講座の受講希望者（以下「受講希望者」という）が受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、弊協会が提供する本講座を受講するにあたっての、弊協会との間の契約条件が規定されています。

◆第1条（受講料金等）

受講希望者は、弊協会が弊協会のウェブサイト上、又はその他で掲示する受講料金を支払うものとしします。

◆第2条（本受講の申込）

受講希望者は、弊協会のウェブサイト上に掲載する手続き、又は弊協会の定めるその他の手続きに従って、受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他弊協会の別途定める事項について、正確且つ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して提供するものとしします。

受講希望者が、本講座を勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）を通じて申し込む場合（以下「団体申込」という）、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとしします。

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する方は、本講座の受講申込を行うことができません。

- （1）講座内容を適切に理解できない可能性がある場合
- （2）その他弊協会が本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合

◆第3条（本講座受講申込の承諾）

弊協会は受講希望者より、弊協会のウェブサイト上に掲載する手続き、又は弊協会が定める他の手続きによって、受講申込を受けた時、受講希望者に対して、本講座の受講を許諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メール又は書面にて通知するものとしします。

弊協会と受講者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料金の入金を確認した時に有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとしします。

◆第4条（決済方法）

本講座の受講料金の決済方法は次の各号に掲げるとおりです。

- （1）銀行振込

受講料金を弊協会が指定する口座へお振込み下さい。（振込手数料は受講希望者の負担とします。）指定口座は、申込み後に弊協会から電子メール又は書面にて通知するものとします。

（２）クレジット決済

各カード会社の引き落とし日に引き落としされます。

◆第5条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

◆第6条（講座修了の条件）

本講座を修了するための条件は、弊協会のウェブサイト上に掲示する等適宜の方法により通知するものとします。

◆第7条（登録情報の使用）

弊協会のウェブサイト上に掲載されるプライバシーポリシーに従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において、弊協会が知り得た情報（以下「受講者情報」という）を使用することができるものとします。

弊協会は、講座内容の撮影及び録音を行い、資料又は販促物として弊協会のホームページ等、各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。

◆第8条（遵守事項及び確認事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （１）受講者は、講座内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、受講者個人の私的利用の範囲内で使用すること。
- （２）講座内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行わないこと。
- （３）講座内における写真撮影、録音、録画を行わないこと。
- （４）弊協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。
- （５）講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、弊協会及び講師等に一切の責任を求めないこと。
- （６）本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、弊協会及び講師等に一切の責任を求めないこと。

◆第9条（受講者資格の中断・取消）

受講者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、弊協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとします。また、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合（同項第2号を除く）は、受講料金の返金（返金保証による返金を含む）は行いません。

- （1）受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- （2）営利、又はその準備を目的とした行為及び営業活動や勧誘の禁止、その他弊協会が別途禁止する行為を行った場合。
- （3）弊協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合。
- （4）講座の内容を改変して使用した場合。
- （5）本規約又は法令に違反した場合。
- （6）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
- （7）弊協会又は弊協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- （8）弊協会の事業活動を妨害する等により弊協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
- （9）その他、受講者として不適切と弊協会が判断した場合。

◆第10条（講座の中止・中断及び変更）

弊協会は、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を中止・中断できるものとします。

前項の場合には、弊協会は本講座の中止又は中断後10営業日以内に、当該講座についての受講料金を返金いたします。但し、弊協会の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。なお、次回以降に開催される同内容の講座への振替を希望する受講者は、次回講座に参加することができます。

◆第11条（返金）

弊協会が開催する講座等の参加費をお支払い頂いた後のキャンセルに関しては、正規参加費の一定割合をキャンセル料として差し引いて返金いたします。

最初に申込頂いた講座（以下、「講座」という）開催日初日の

開講日より13日前～7日前講座受講料の30%の額

6日前～2日前講座受講料の70%の額

開講日の前日講座受講料の全額

なお、キャンペーン等で書籍や動画がプレゼントとなっている場合は、書籍やDVD代金の正規金額を差し引いた金額を返金いたします。

また、返金の際の振込み手数料は受講者の負担といたします。

クレジットカードで受講料のお手続きをされた方は、お申込み日より1週間を過ぎてのキャンセルの場合、セミナー開催日に関わらず、クレジットカード解約返金事務手数料として100,000円以下の受講料の場合受講料の5%、100,001円以上の受講料の場合5,000円を別途頂戴致します。

◆第12条（講座開講日以降の解約）

講座開講日以降の受講者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

◆第13条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切致しません。

◆第14条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、弊協会が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます

◆第15条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は弊協会に帰属し、弊協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- （4）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

◆第16条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、弊協会によって開示された弊協会固有の技術上、営業上その他事業の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

◆第17条（損害賠償）

受講者が、本講座に起因又は関連して弊協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとします。

本講座に起因して又は関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発

生じた場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、弊協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

◆第18条（規約の変更）

弊協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができます。弊協会により変更された本規約は、弊協会のウェブサイト上に掲載された時点で、効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとします。

◆第19条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

◆第20条（管轄裁判所）

本契約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

◆第21条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

付則本規約は平成27年9月5日より実施するものとします。

一般社団法人未病予防推進協会